

盛岡広域振興局長告示第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年11月14日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 工区に含まれる地域の名称 1工区及び2工区 岩手郡雫石町仁佐瀬40番、41番、42番1、43番1、43番2、43番3、43番4、44番1、45番1、45番3、45番4、46番、55番1、56番1、56番2、56番3、69番、72番1、72番2、73番、74番1、74番2、75番1、75番2、76番1の一部、76番2の一部、76番3、77番1の一部、77番2の一部、78番の一部、79番1、79番2、80番1、80番3、84番の一部、85番1の一部、85番2の一部、88番1の一部、88番3、118番の一部、124番1、124番2、124番3、124番4、125番の一部及び126番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市肴町4番5号4階 株式会社カガヤ不動産